

歌舞伎座



松本幸四郎

【第三部】午後7時開演	【第二部】午後3時10分開演	【第一部】午前11時開演
三、残雪のゆき 二、舞鶴雪月花のゆき 一、上巻 下巻 雪松のゆき 達達のゆき 磨虫のゆき 長明燈寺達中	三、百千鳥沖津白浪のゆき 二、くらくだのゆき 一、鬼神のお松	怪談牡丹燈籠のゆき 通し狂言 三番伴白洲 原作 大高常行 脚本 通し狂言

★プログラム・出演者などの内容は主催者側の事情で変更の場合がありますが、当社では一切責任を負いません。出発後に興行が中止の場合、チケット代金以外は払い戻しいたしません。★お座席は希望を承ることはできません。当日添乗員よりご案内いたします。開演時間は未確定のため日程には予定時間を記載しています。

客室一例

- ◆添乗員同行（全行程） ◆食事：2朝食・1昼食・1夕食付
◆最少催行人員／15名様
◆利用バス会社：つばめ観光バスまたは関東地区バス会社
（京王バス、京王自動車バスサービス、西東京バス、大新
東バス、南街観光バス）※バスガイドは乗務しません

弊社では、安心してご旅行をお楽しみいただくため 「国内旅行傷害保険」を ツアーに付帯しております!!

※保険期間は、弊社企画旅行の旅行日程期間となります。
※道内ツアーは対象外です。

食事内容の変更について

- アレルギーをお持ちのお客様は、お申込み時にお知らせください。ご夕食のみ可能な範囲内で対応させていただきます（対応できない場合や別料金が発生する場合がございます）。
- 嗜好（好き嫌い）による変更はお受けいたしません。ただしメインとなるお食事の肉類から魚類への変更等は、可能な場合はお受けいたします。

注意事項

- ※朝食、昼食、お弁当、バイクの場場合は原則対応できません。お客様ご自身の判断でご対応下さい。
- ※メニューの詳細や成分表の提示はできません。



子どもたちのみらいのために

《SDGs北海道の未来へ 旅して応援プロジェクト!》

道新観光では、SDGsの一環として、2023年4月から「道新観光の旅」にご参加のお客様お一人につき1日50円を、北海道在住の家庭環境が困難な子供たちへの奨学金として北海道新聞社会福祉基金を通じて寄付しております。2026年6月までに計9回、合計2,730,650円の寄附をすることができました。引き続きお客様のご理解とご協力をお願いいたします。

新千歳・羽田間の航空機を利用せずに現地にて合流・解散する現地発着プランが利用できます。
(出発の21日前までにお申し願います。)

現地 発着 プラン

ご利用の場合は航空機不乗のため、お一人様14,000円(片道7,000円)を割引いたします。

※現地参加の合流地は到着空港又は弊社指定場所となります。

また合流前・解散後の日程に含まれる食事は付きませんので予めご了承ください。

※現地発着プランを利用し、最寄りの空港からの航空機のご予約を、当ツアーの募集型企画旅行契約とは別に手配旅行契約として実費で承ります。利用条件などは、弊社係員にお尋ねください。

- 旅行代金は出発21日前に当たる日より前の指定日までに、所定の方法でご入金をお願いします。
- バス座席割りは、当社で決めさせていただきますので予めご了承ください。募集人員は35名様から45名様とさせていただきます。1名及び奇数での参加のお客様は相席の場合もございますのでご了承ください。
- 最少催行人員に満たず、旅行中止の場合は14日前までにご連絡いたします。■車内禁煙にご協力をお願いいたします。
- 出発日の7日前までに最終日程表をお渡しいたします。当日の緊急連絡先、宿泊先、集合場所・時刻などご確認ください。

お申込みのお客様へのご案内【要旨】お申込みの際には必ず旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、事前にご確認の上お申込み下さい。

●募集型企画旅行契約

この旅行は株式会社 道新サービスセンター 観光事業部（北海道札幌市中央区大通東4丁目1 観光庁長官登録旅行業第2066号、以下「当社」という）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書（全文）、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「約款」という）によります。

●旅行のお申込み及び契約成立時期

(1) 所定の申込書に所定の事項を記入し、下記のお申込金を添えてお申込みください。お申込金は、旅行代金お支払いの際差し引かせていただきます。

(2) 電話、郵便、FAXその他の通信手段でお申込みの場合、当社の予約承諾する旨の通知がお客様に到着した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払をしていただきます。

(3) 旅行契約は、電話によるお申込みの場合、本項(2)により申込金を当社が受領したときに、また、郵便又はFAXその他の通信手段でお申込みの場合、申込金のお支払後、当社の旅行契約を締結する旨の通知がお客様に到着したときに成立いたします。

また、電話、郵便、FAXその他の通信手段でお申し込みの場合でも、通信契約によって契約を成立させるときは、「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件の定めにより契約が成立します。

(4) お申込金（おひとり様）

旅行代金 15万円未満 30,000円～旅行代金まで

●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日（日曜日は11日目に当たる日）より前（お申し込みが間際の場合は当社が指定する期日までに）にお支払いいただきます。

また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

●旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のない限りエコノミークラス）、宿泊代、食事代及び消費税等諸税。これらの費用はお客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。（コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません）

●取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除される時は、次の金額を取消料として申し受けます。

旅行契約解除の申し	取消料（おひとり様）	
旅行開始日前日から起算してさかのぼって	宿泊付旅行	日帰り旅行（夜行含む）
① 21日目にあたる日以前	無料	11日目に当たる日より前は無料
② 20日目にあたる日以降の解除（③～⑥を除く）	旅行代金の20%	10日目を以降20%
③ 7日目にあたる日以降の解除（④～⑥を除く）	旅行代金の30%	旅行代金の30%
④ 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%	旅行代金の40%
⑤ 旅行開始日の当日の解除	旅行代金の50%	旅行代金の50%
⑥ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%	旅行代金の100%

●特別補償

当社は当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。なお、手荷物の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。

死亡補償金：1500万円、入院見舞金：2～20万円、通院見舞金：1～5万円、旅行品損害補償金：お客様1名につき15万円（ただし補償対象品1個あたり10万円を限度とします）

●個人情報の取扱いについて

当社は当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。なお、手荷物の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2026年6月1日を基準としております。また旅行代金は2026年6月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しております。

◆お問い合わせ・お申し込みは

安心と信頼の **道新観光**

ホームページ

道新観光

検索

旅行企画・実施 株式会社道新サービスセンター

観光庁長官登録旅行業第2066号 一般社団法人日本旅行業協会正会員

〒060-8711 札幌市中央区大通東4丁目 北海道新聞ビル6階

総合旅行業務取扱管理者：伊藤智教



TEL (011) 241-6401



旅行業公正取引
協議会 会員

営業時間（土・日・祝休業）

10:00～12:00 / 13:00～17:00

●12:00～13:00は昼休業 ●店頭：午前営業は11:45に受付終了

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関しご不明な点があれば、ご遠慮なく左記の取扱管理者にお尋ねください。